

令和5年11月28日招集

令和5年第8回琴浦町議会臨時会

【諸般の報告】

報告第15号 専決処分について〔訴えの提起について（町営住宅明渡し等に係る訴訟について）〕

報告第15号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 訴えの提起について（町営住宅明渡し等に係る訴訟について）

申立先 鳥取地方裁判所倉吉支部

件名 建物明渡し等請求事件

原告 琴浦町

被告 町営住宅槻下団地1戸に係る入居者

令和5年11月28日 提出

琴浦町長 福本まり子

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件について「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき
事項の指定について」の規定に基づき専決する。

記

訴えの提起について（町営住宅明渡し等に係る訴訟について）

申立先 鳥取地方裁判所倉吉支部

件 名 建物明渡し等請求事件

原 告 琴浦町

被 告 町営住宅槻下団地1戸に係る入居者

令和 5 年 1 0 月 1 8 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子